規則

農林業普 及指 導手当に関する 規 則 0 _ 部 を改正する規 則 をここに 公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七—一〇六六

農林 業普及指導手当に関する規則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

次 \mathcal{O} 農林業普及指導手当に関する規則 ように 改正する (埼玉県 人事委員会規 則 七 \mathcal{O} 部

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える

کے 項若 埼 項 と する条例 第 考2又 定が \mathcal{O} V あ 玉 \mathcal{O} 兀 当分 (条 合計 県 表 る 口 条 \mathcal{O} 例 適 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 額 は 備 用 は 例 備考2若 別 間、 は (平成十三年埼玉県条例 を適用 考 表第 され 第 第二十項に 别 「給料月 とする 表第四 条 六十八号)第四条第一項の表の備考の規定を適用しな の規定又は一 る 例 附 \mathcal{O} 職 備考 な 員 額 < 則 口 は に 定める給料の 11 第 \mathcal{O} (条例別表第一 2 十 五 額 備考2若しく ハ 対 般職 す をい \mathcal{O} Ź 備 别 項 う。 考 第 \mathcal{O} 表第二の 第 四 任期付職員の採用等 第五号)第五条第一 2 ___ 号、 額 \mathcal{O} 条 規定、 0) 及 び は \mathcal{O} (給料 備考 備考2、 規 第 ハ 条例附 0) 定 + 備考 _ 2 表 \mathcal{O} 七 般職の 適用に \mathcal{O} 項 2 の 別 備考を適用し 別表第二の備考2、 則第十五 表 第 規定 任期 第三 に関 項 +9 \mathcal{O} 九 V 項、 表 \mathcal{O} 項若 する条例 付 (以下「給料表の備考」 T 研 備 は \mathcal{O} 究員 考 第十七項、 備考若し ない額をい · 2 若 同 < 11 条中 \mathcal{O} は 平 額をいう。)」 第二十 採 別表第三の . 成 Š 用 八十四年 等に関 う。 は は 第二 項

附則

Jの規則は、令和五年四月一日から施行する。